

「道路法第24条の承認に係る審査基準」

平成29年12月1日改定

苫小牧市都市建設部維持課

「道路法第24条の承認に係る審査基準」

1. 審査基準の制定について

当該基準は、道路法第24条に規定する道路工事等の承認に関して定めた、苫小牧市道路管理規則第2条の承認申請に必要な「技術的基準」を定めることとする。

2. 車両乗入れ口

(1) 車両乗り入れのための歩道改築を行う場合は、原則として、その通行車両等の駐車場所又は保管場所が道路区域外の土地に確保されている場合に認めるものとする。

(2) 車両乗入れ部は、原則として次に掲げる箇所以外の箇所とする。ただし、車両乗入れ口が道路区域に隣接する地域に居住等する者の使用する車両が乗入れる場合であって、通行回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、必要に応じて②～④は適用しない。

① 横断歩道及び前後5m以内の部分。ただし、公安委員会が認めた場合を除く。

② トンネルその他これに類する施設の前後各50m以内の部分

③ バス停留所、バス停留帯の中及び路面電車の停留場。ただし、バス停留が停留所を表示する標識柱又は表示板のみの場合にあつては、その位置から各10m以内の部分。

④ 横断歩道橋及び地下道の出入口から5m以内の部分。

⑤ 交差点（車道幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分（別図第7）。ただし、T字交差点のつきあたりの部分を除く。

⑥ 交差点（車道幅員7m未満の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から2m以内の部分（別図第7）。ただし、T字交差点のつきあたりの部分を除く。

⑦ 横断防止柵、車止め及びガードレール等の設置されている部分。ただし、道路管理者が交通安全上、特に支障がないと認める部分を除く。

⑧ 橋の部分。

⑨ 交通信号機、道路照明灯及び道路標識等の設置されている部分。ただし、道路管理者又は占有者が移設を認めた場合は除く。

※ ⑤、⑥の場合で、宅地が小規模等をやむを得ない事情がある場合は、道路管理者と事前に協議を行うこと。（場合により公安委員会の了承を必要とする）

(3) 車両乗入れ部は乗入れる必要のある場所又は施設等ごとに、1箇所とする。ただし、次に掲げる場合に該当し、乗入れ部の間隔を5.6m以上離して設置するときは、この限りでない。（別図第9）

① 乗り入れ対象施設が大規模な場合（公共施設、総合病院、大規模店舗等）。

② 乗入れ箇所を1箇所にする、かえって混乱を招き、交通安全上好ましくないと認められる場合（コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等）。

③ その他やむを得ない事情で交通安全上特に支障がないと道路管理者が認める場合。

(4) 乗入れ部分の幅は、別表第1を標準とする。なお、次に掲げる場合は緩和することができる。

- ① コンビニエンスストア等の車両乗り入れ部について、車両乗り入れ部の幅の標準によると車両が歩道を走行するなど、かえって歩行者の安全が確保できないおそれがある場合において、道路区域内に十分な駐車スペースがあり、歩道が車両に利用されるおそれがないと認められる場合。
- ② 共同住宅の車両乗り入れ部について、「苫小牧市共同住宅に関する建築要綱」の建築計画に関する事項（ゴミステーション、駐輪場等）に適合し、周囲の状況から交通安全上特に支障ないと認められる場合。
- ③ 住宅等において、複数台の車両を駐車する必要性が認められ、周囲の状況から交通安全上特に支障ないと認められる場合。
- ④ 敷地が不整形等（車庫併設、大型の SUV 車など）（別図第 8）のため標準乗入れ幅では車両の出入が困難な場合。
- ⑤ 駐車枠の寸法を標準幅よりも広くする場合。
※ 歩道幅員別の乗入れ幅については別図第 1、2 を標準とする。なお、前項①②については 10m、③については 8m を超える場合は事前協議を必要とする。

(5) 車両乗り入れ部のすりつけ構造

- ① 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造
植樹帯等(路上施設帯を含む)がある場合には、当該歩道等の幅員内での連続的な平坦性を確保するために、当該植樹帯等の幅員内ですりつけを行い、歩道等の幅員内にはすりつけのための縦断勾配横断勾配又は段差を設けないものとし、別図第 3 の構造を標準とする。
- ② 歩道等内ですりつけを行う構造
植樹帯等がない場合又は植樹帯等があっても①の構造がとれない場合には、歩道等の平坦部分を確保し、残りの幅員ですりつけを行うものとし、別図第 4 の構造を標準とする。
- ③ 歩道等の全面切下げを行う構造
歩道等の幅員が狭く、①又は②の構造によるすりつけができない場合には、車道と歩道等、歩道等と民地の高低さを考慮し、車両乗り入れ部を全面切下げて縦断勾配によりすりつけるものとし、別図第 5 の構造を標準とする。また、切下げ箇所が連たんし、車いすなどの安全で円滑な通行を妨げるおそれがあると認められる場合は、現地の状況に応じて別図第 6 の構造によることができる。

(6) 車両乗り入れ部の舗装構成、縁石の標準構造

車両出入口の設置に伴い舗装構成を変更する部分およびすりつけを行う部分には、利用車種に応じて別図第 10（平成 29 年 12 月 1 日変更）に基づく構成により施行する。

縁石は現在使われている製品を使用すること。ただし、製品が入手できないなどの場合は同等の機能を有するものを使用することができる。

例：土現型縁石→車道用 I 型への変更、市 IV 型→車道用 II 型（B 変形）への変更など

また、車道用 I 型縁石（20cm）、特殊変形 B 縁石の変形 A は 2 本すりつけを標準とすることができる。

(7) 特殊変形 B 縁石の使用について

一般の車両乗り入れ部分は変形縁石 B を標準とするが、次の場合は特殊変形 B 縁石を標準とすることができる。

①「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第十四条、第十六条に適合する特定建築物、特別特定建築物（学校、病院、劇場等の施行令第四条、第五条で定める建築物）で主に普通乗用車が入出する場合

②高齢者・障害者が使用する場合

③その他、変形 B 縁石での出入りに不都合がある場合

例：車両の底部が縁石に当る、宅地側が低い、既設の乗入れ口が特殊変形 B 縁石で切下げを広げる場合等

3. その他

- (1) 街路樹の移植が必要な場合は、緑地公園課緑化係と協議し指示を受けること。なお、車両乗り入れ箇所には事前に印を付けること。
- (2) この基準に定めのない事項については、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等（道路事業設計要領、北海道道路工事設計標準図集）によること。
- (3) 工事は原則として融雪後から降雪前までの間に行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により降雪期に施行する場合は仮復旧を行い、本復旧は融雪期後速やかに行うものとする。（本復旧の場合は融雪期後に手直しを行うものとする）
- (4) 既設低下縁石が不必要となる場合は申請者の負担において、基本縁石に復旧すること。

附則

この基準は平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

この基準は平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

この基準は平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

この基準は平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

別表第 1（車両乗入れ部の幅の標準）

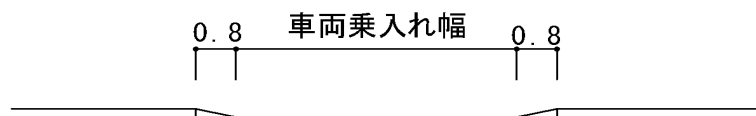
車種	出入り口の幅		備考
	縁石数	幅員	
乗用、小型貨物自動車	5 本	4 m	
普通貨物自動車 (6.5 t 以下)	10 本	8 m	
大型及び中型貨物自動車 (6.5 t を超える)	15 本	12 m	標準幅を超える場合は車両の走行軌跡を添付のこと。

注 1：車種はいずれも単車である。トレーラー又は特殊な車両が入出する箇所は別途考慮することができる。

注 2：車両出入口の幅は、乗入れ方向に直角の長さとする。

注 3：申請者の都合により車両出入口の幅は上記標準より縮小することができる。

注 4：小型貨物車とは、乗車定員 10 人以下で、サイズの小型自動車と同じ全長 4.7m、全幅 1.7m、全高 2.0m、排気量 2,000cc のいずれも超えない貨物車のこと（ディーゼルは排気量制限無し）。



参 考

1. 駐車場の標準寸法

	(身障者用駐車場)
普通乗用 2.5m×5.0m	普通乗用 3.5m以上×5.0m

2. 道路法抜粋

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第三項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用)

第五十七条 第二十四条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令抜粋

(特定建築物)

第四条 法第二条第十六号 の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第一項 に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百四十三条第一項 又は第二項 の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号 の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

十八 工場

十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

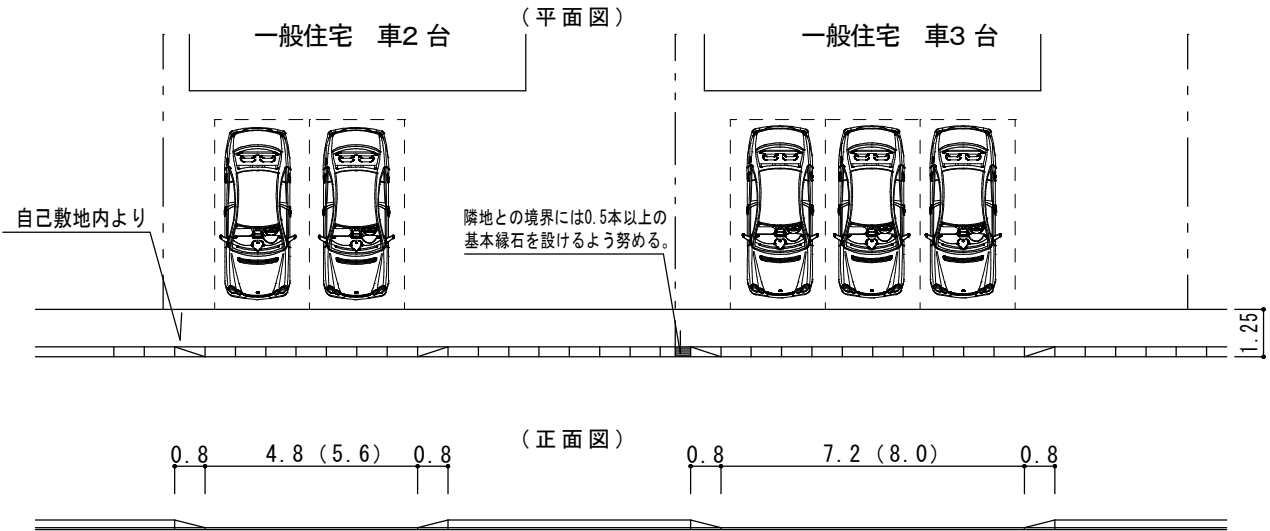
二十 自動車の停留又は駐車のための施設

二十一 公衆便所

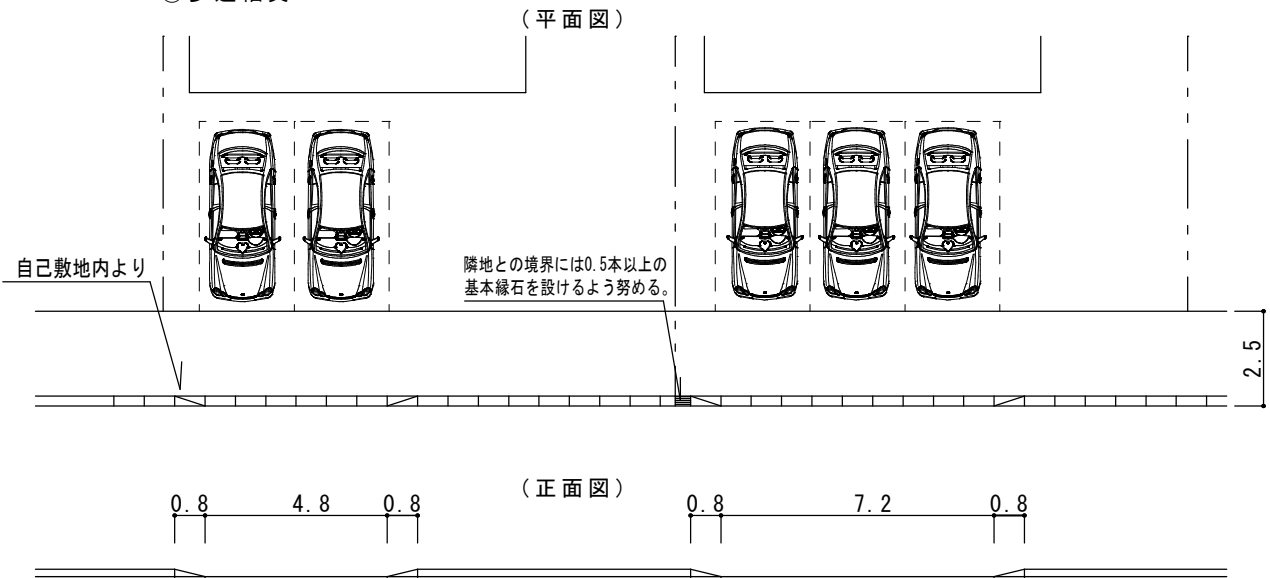
二十二 公共用歩廊

別図1 (歩道幅員別の乗入れ幅標準)

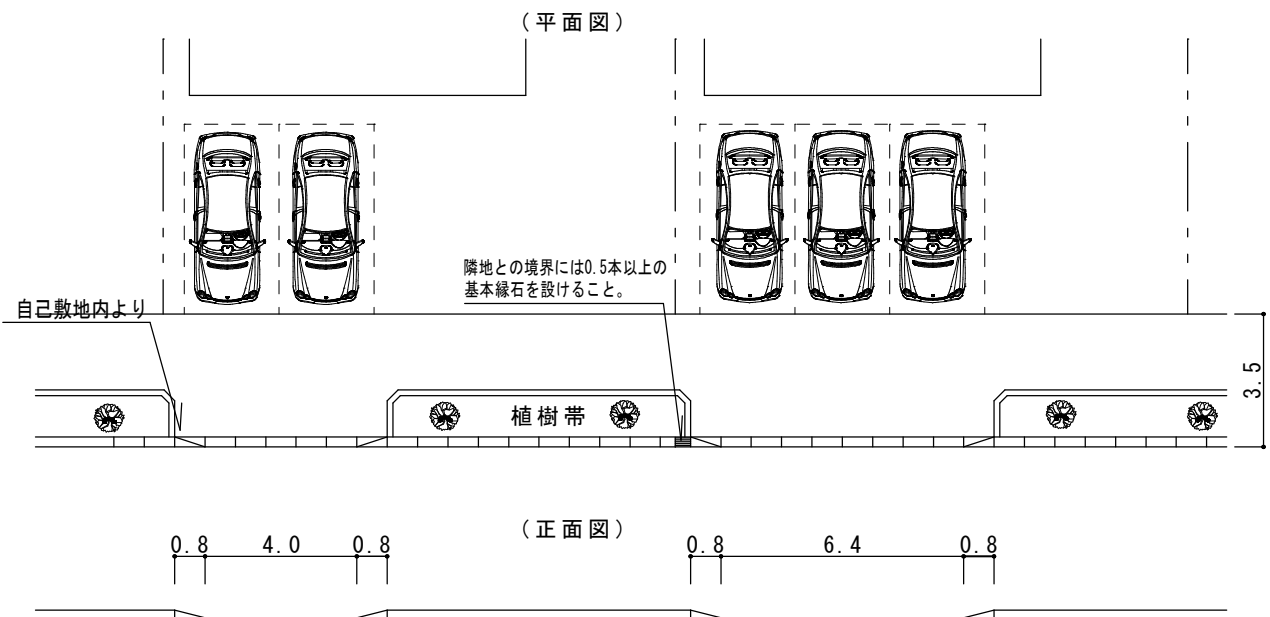
① 歩道幅員 W=1.25m



② 歩道幅員 W=2.50m

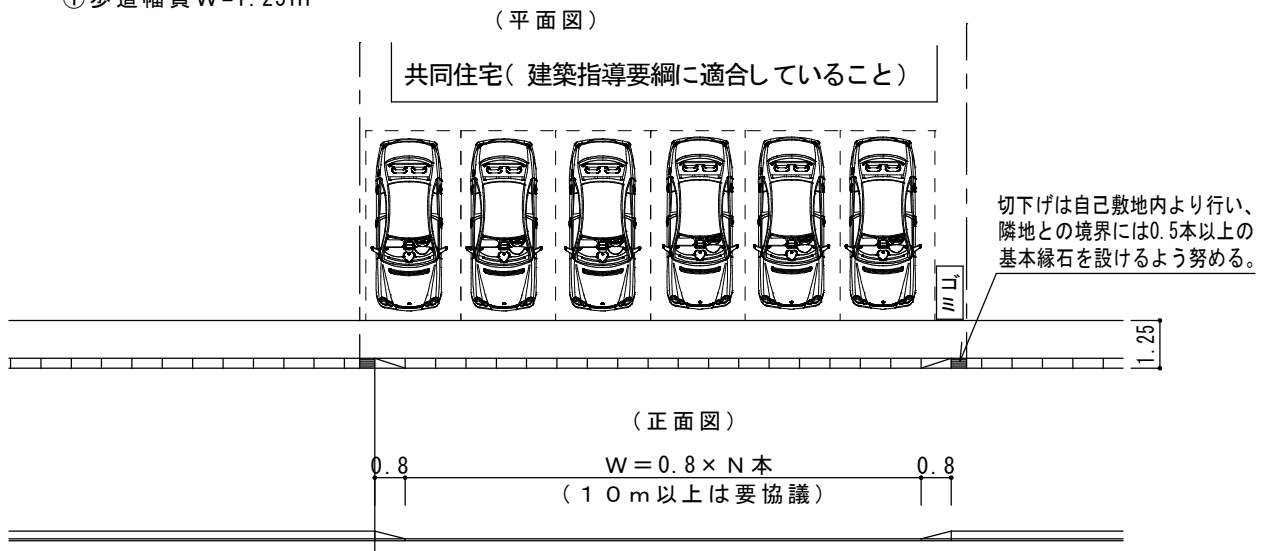


③ 歩道幅員 W=3.50m

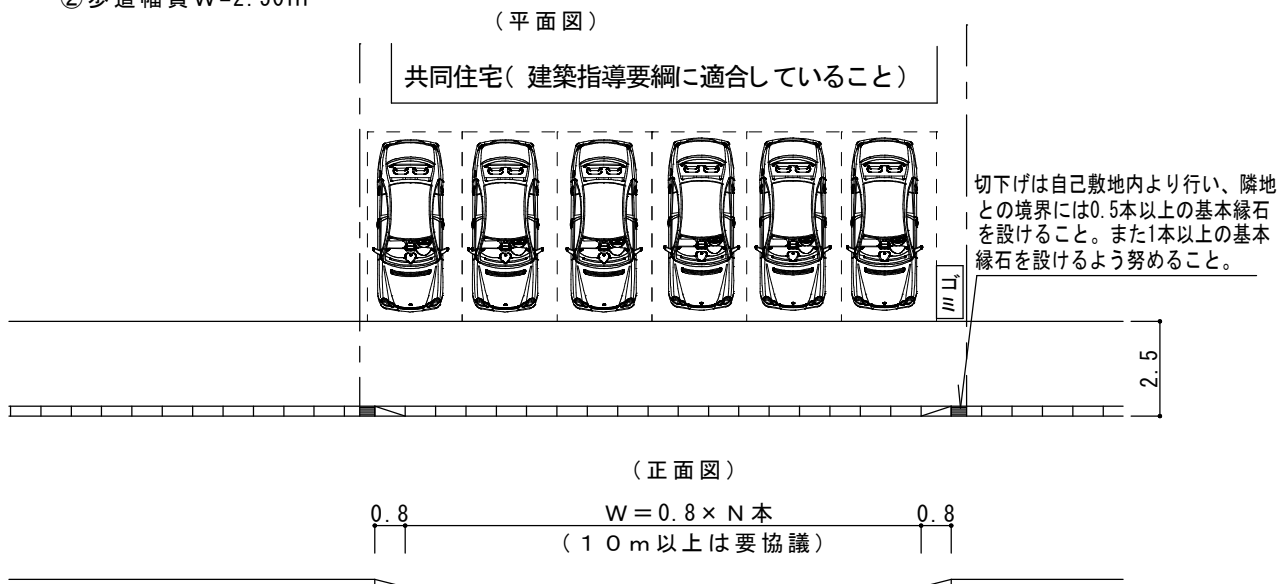


別図 2-1 (共同住宅の乗入れ幅標準)

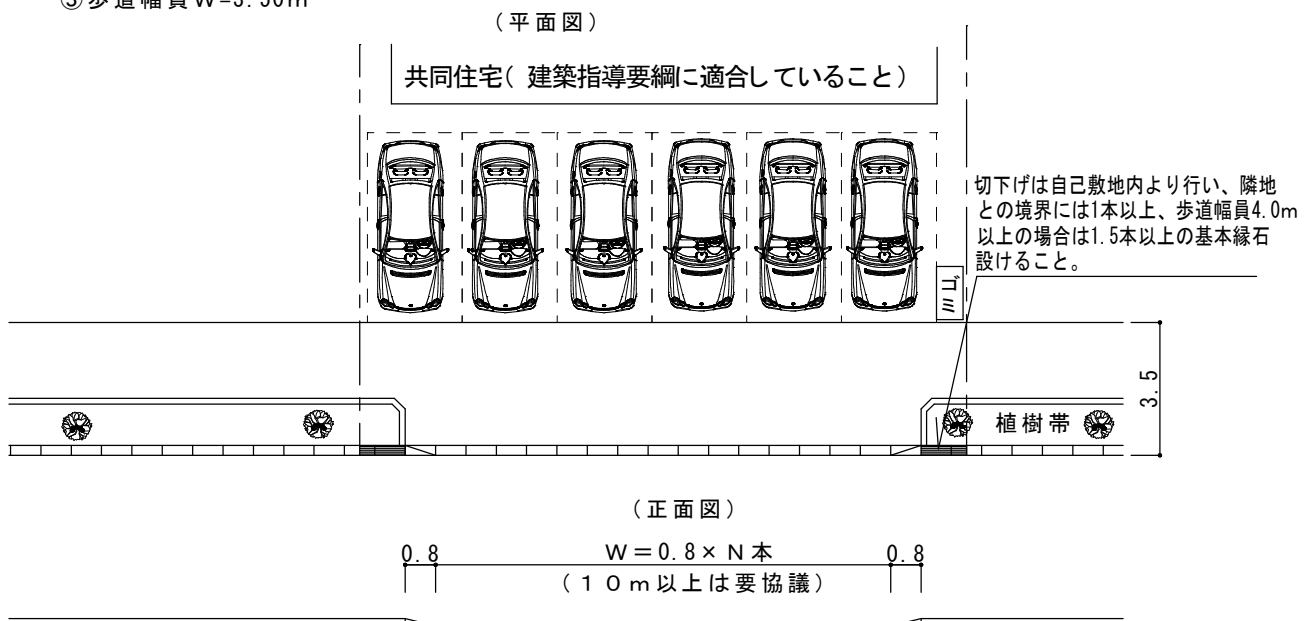
① 歩道幅員 $W=1.25\text{m}$



② 歩道幅員 $W=2.50\text{m}$

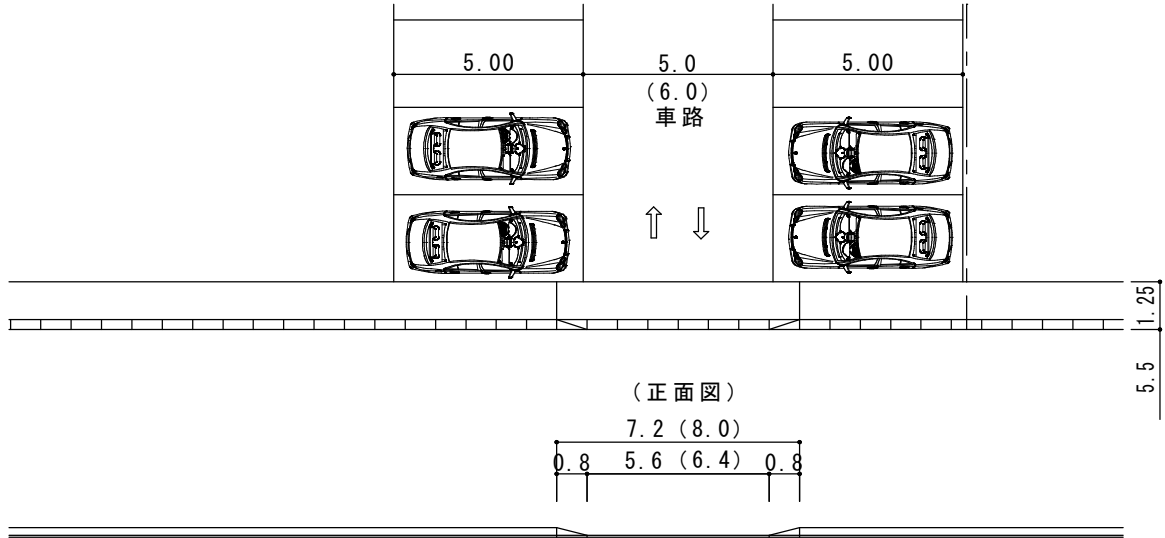


③ 歩道幅員 $W=3.50\text{m}$

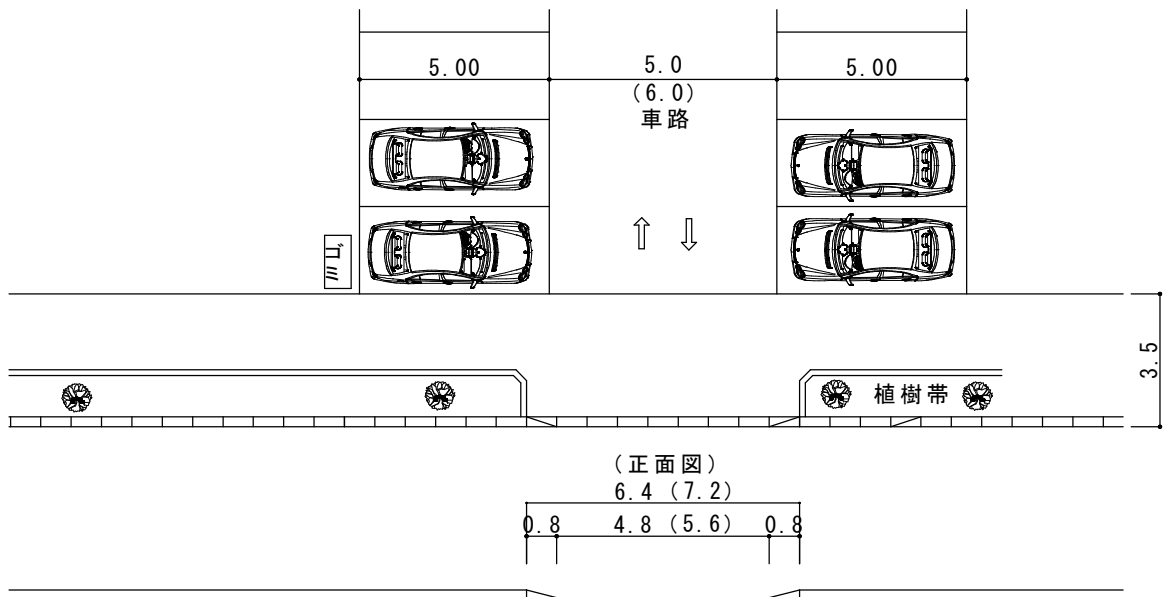


別図 2-2 (共同住宅等の車路の乗入れ幅標準)

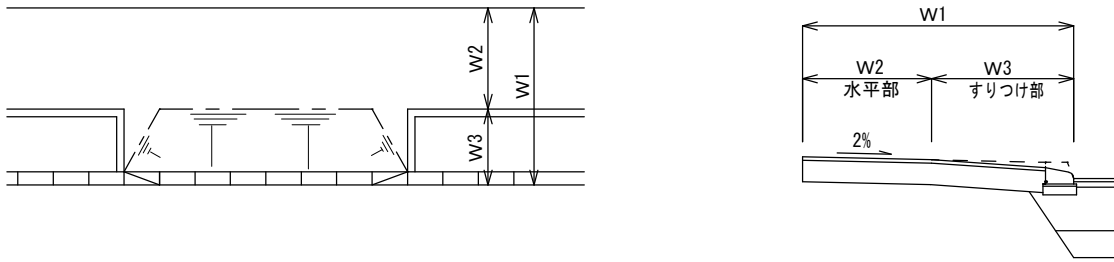
① 歩道幅員 W=1.25m (平面図)



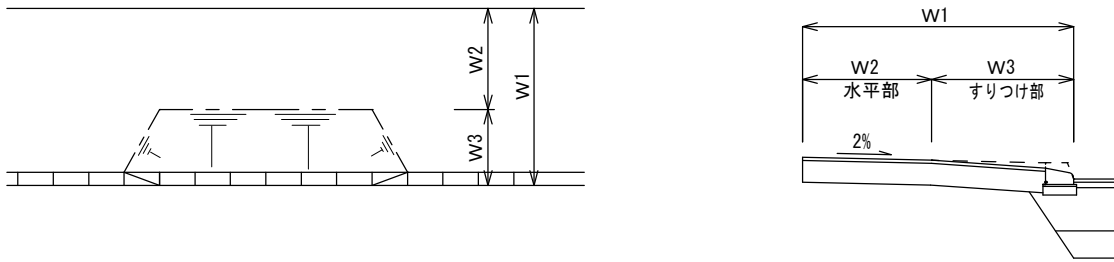
③ 歩道幅員 W=3.50m (平面図)



別図第3 (植樹帯内ですり付けを行う構造)



別図第4 (歩道等内ですり付けを行う構造)



(水平部・すり付け部延長を25cmラウンドした場合の水平幅員と勾配の関係)

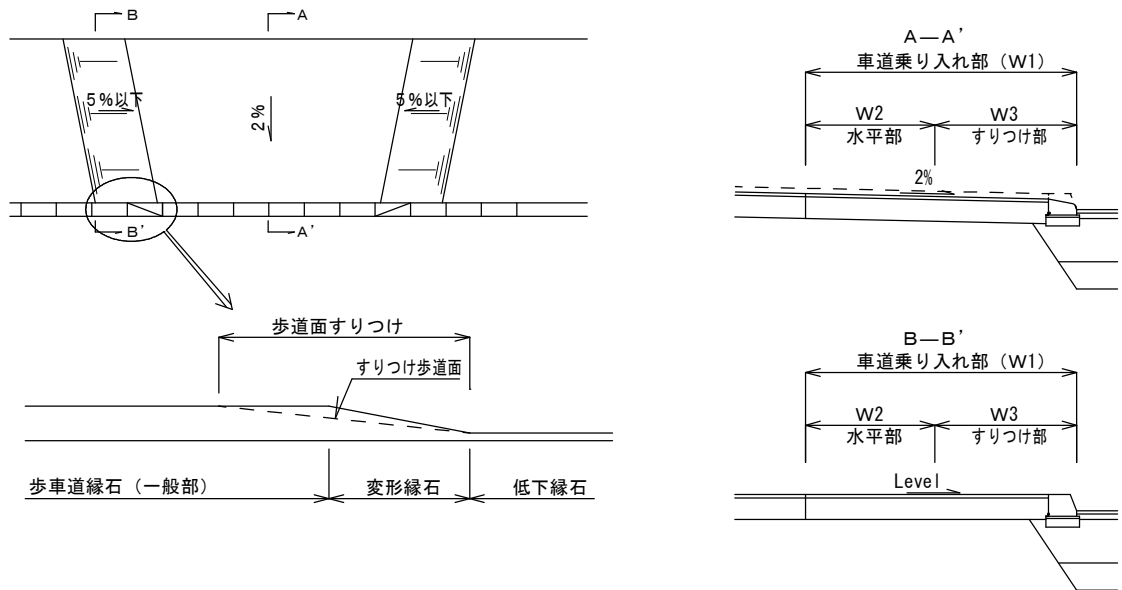
①歩車道縁石Ⅱ型 (15cm)

歩道幅員 W1	すりつけ勾配=10.00%			すりつけ勾配=15.00%		
	水平部 W2	すりつけ部 W3	すりつけ部勾配	水平部 W2	すりつけ部 W3	すりつけ部勾配
2.0m	1.0m	1.0m	8.76%	1.25m	0.75m	12.2%
2.5m	1.5m			1.75m		
3.5m	2.5m			2.75m		

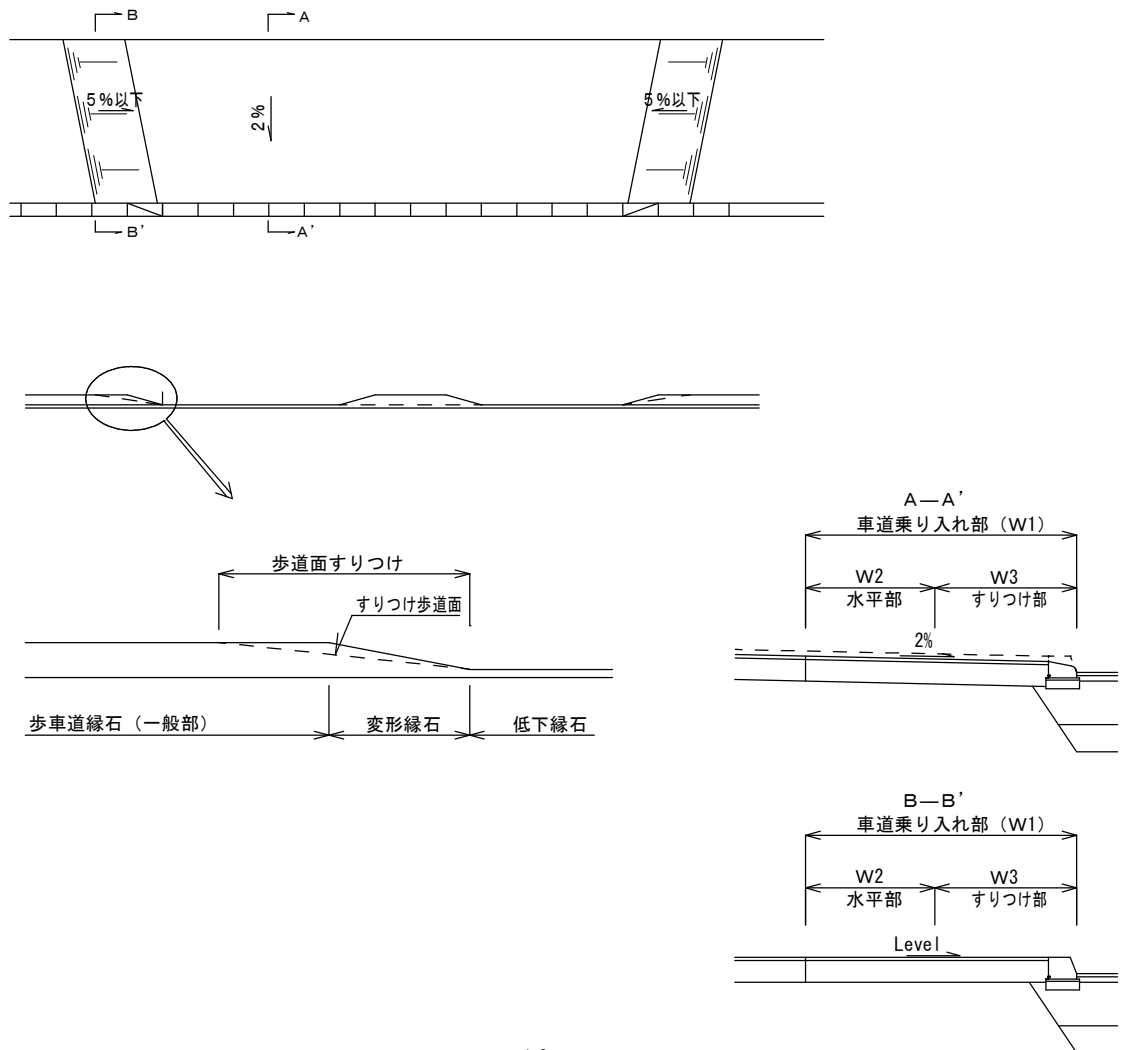
①歩車道縁石Ⅰ型 (20cm)

歩道幅員 W1	すりつけ勾配=10.00%			すりつけ勾配=15.00%		
	水平部 W2	すりつけ部 W3	すりつけ部勾配	水平部 W2	すりつけ部 W3	すりつけ部勾配
3.5m	1.75m	1.75m	8.71%	2.25m	1.25m	12.1%
4.5m	2.75m			3.25m		

別図第5 (全面切下げを行う構造)

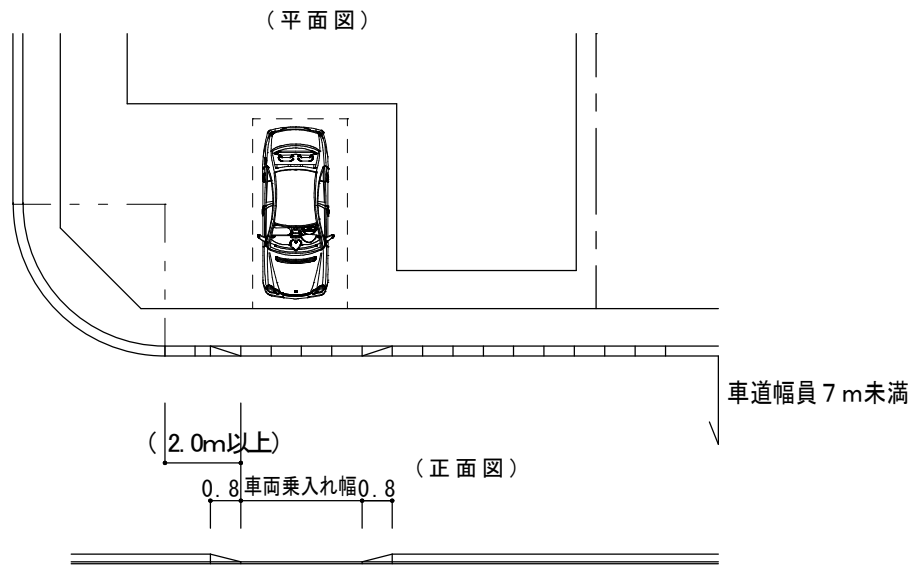


別図第6 (連たんし全面切下げを行う構造)

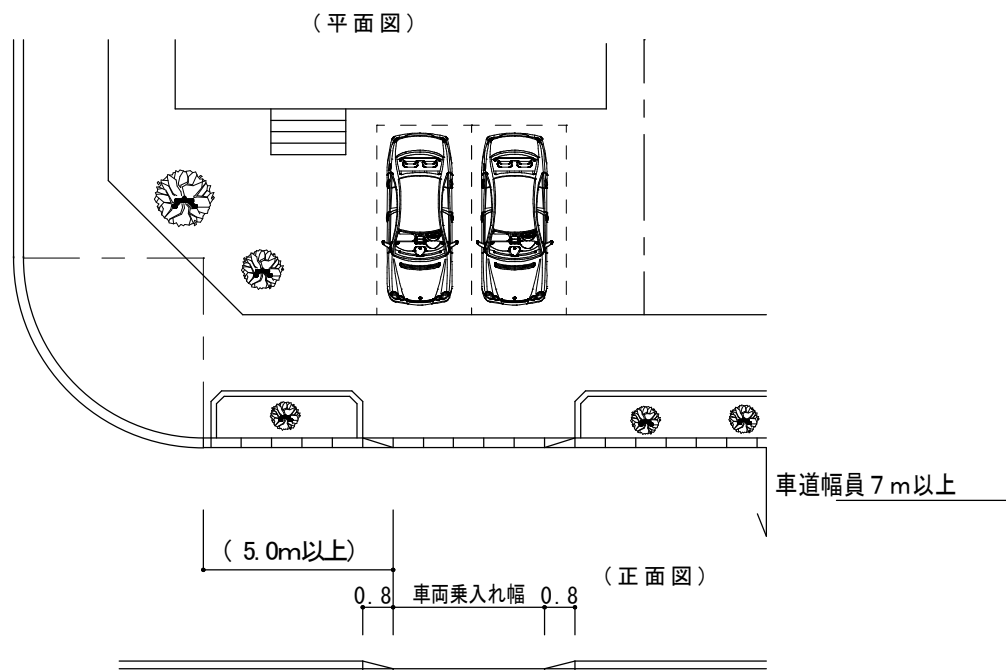


別図7（交差点、交差点の側端からの乗り入れ））

①車道幅員 $W=7.0$ 未満の場合



②車道幅員 $W=7.0$ 以上の場合

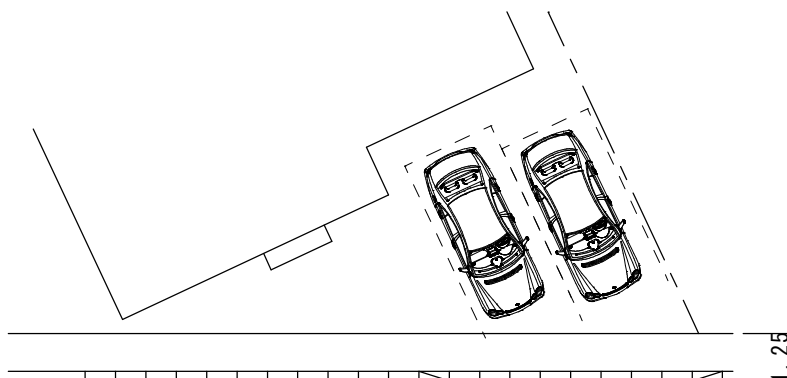


※小規模宅地等でやむを得ない場合は事前協議を必要とする。

別図8 (審査基準2.(4)④場合の参考例)

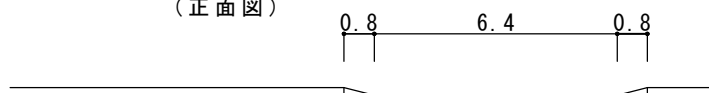
①道路に対して敷地が不整形な場合(例)

(平面図)



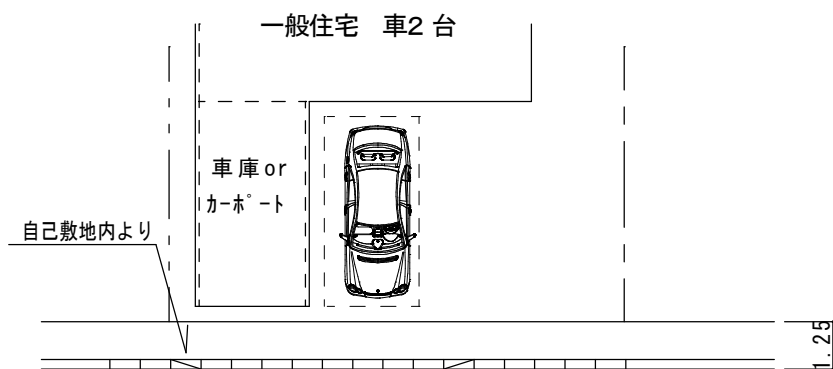
標準4.8m→6.4m

(正面図)



②車庫、カーポートが併設されている場合(例)

(平面図)



標準4.8m→6.4m

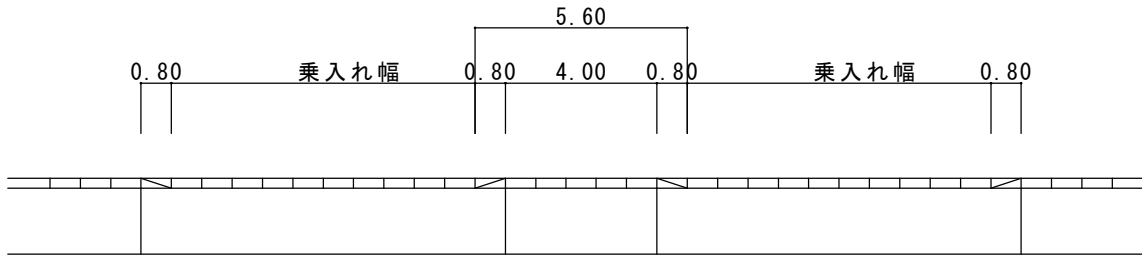
(正面図)



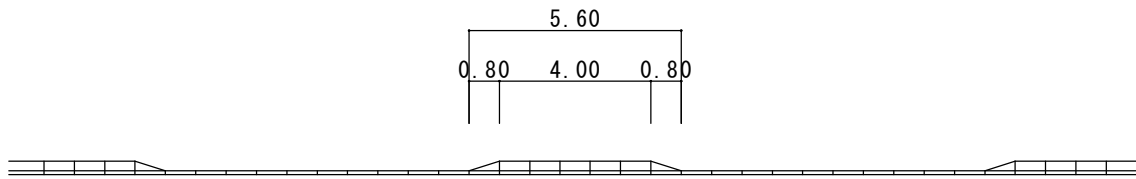
別図9 (2箇所からの乗り入れる場合の間隔)

① 1本すり付けの場合

(平面図)

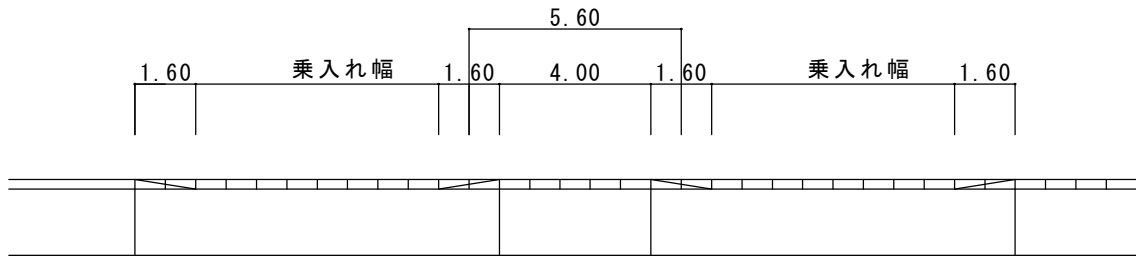


(正面図)

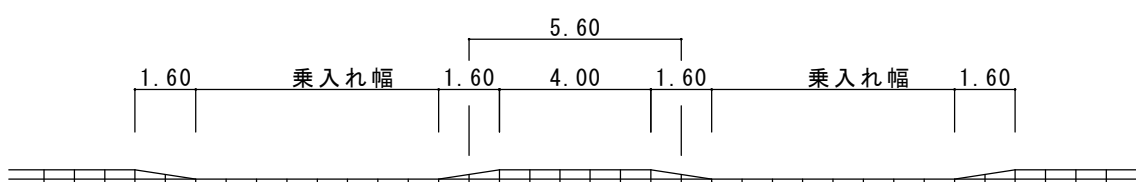


① 2本すり付けの場合

(平面図)



(正面図)



※小規模宅地等やむを得ない場合を除く。

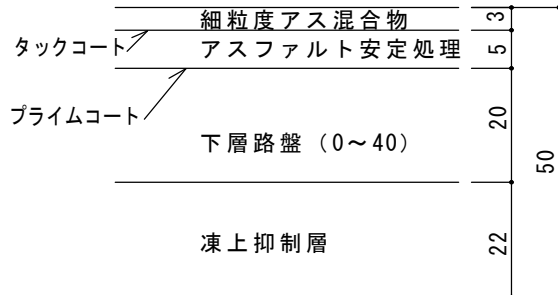
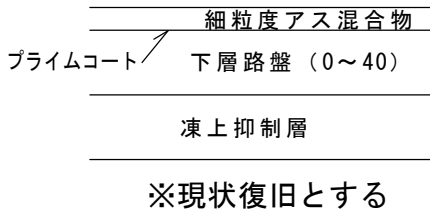
別図10（車両乗入れ部の舗装構成、縁石標準構成）

●主に普通乗用、小型貨物車が乗入れる場合

●主に大型車両が乗入れる場合

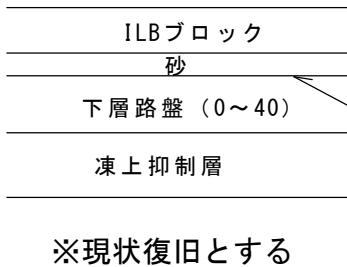
【アスファルト舗装】

(単位：cm)

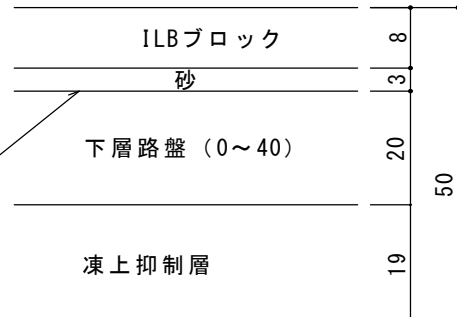


【インターロッキング等】

○一般住宅など車両の出入が少ない場合

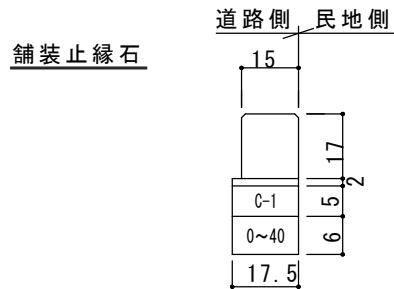
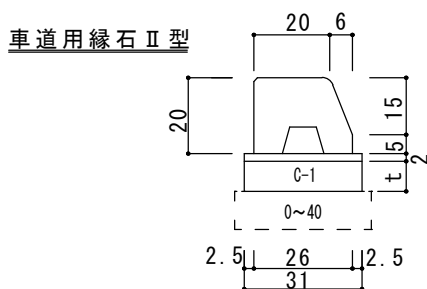


不織布
(土木安定シート)



※凍上抑制層は(0~40)とすることが出来る。
路盤は20cm毎に転圧する。
ILBブロックはアジロ貼りとする。

※凍上抑制層が施工されていない場合は、凍上抑制層は不要とする。



注) 均しコンクリート
基礎砂利

標準 t=5cm
標準 t=10cm以上